

乳幼児・子ども医療費助成金の申請方法が変わります！ 平成30年4月診療分から 「現物給付制度」に変更します。

①南阿蘇村の「現物給付制度」とは？

村内に住所を有し、健康保険に加入している乳児から高校3年生（満18歳到達後最初の3月31日まで）の子どもが、県内の医療機関（医科、歯科、調剤）の外来を受診した場合、「南阿蘇村乳幼児・子ども医療費受給者証」を提示することで、医療機関窓口での自己負担分（自費および食事代などを除く）の支払いが発生しません（現物給付）。

ただし、県外の医療機関での診療および、すべての入院については、これまでどおり償還払いとなりますので、窓口での支払いが発生します（領収書をつけて助成金申請書を役場に提出してください）。

②「現物給付制度」を利用するためには？

■「南阿蘇村乳幼児・子ども医療費受給者証」を新たに発行（郵送）します。

発送時期は、3月を予定しています。

※県内の医療機関（医科、歯科、調剤）の外来受付で「健康保険証」、「南阿蘇村乳幼児・子ども医療費受給者証」の提示が必要です。提示がない場合は、窓口負担が発生します。

③制度改正に伴う変更点

■医療費助成の限度額を変更します。

これまで、「子ども^(*)医療費助成」は、年間10万円を限度に助成を行っていましたが、平成30年4月からは入院による医療費のみ限度額を年間10万円とし、通院による医療費の限度額はありません。

※乳幼児^(*)医療費助成に限度額はありません。

(*) 乳幼児・・・出生から満6歳に達する日（以後最初の3月31日までの者を含む）

(*) 子ども・・・満6歳到達後最初の3月31日に達した者から、満18歳到達後最初の3月31日までの間にある者。

【現行】



【平成30年4月以降】

